

## 1 スマートフォン等の購入時における対応

保護者として、青少年が利用するスマートフォン等を購入・契約する際、青少年インターネット環境整備法<sup>※1</sup>に基づき、法律上義務とされている利用者が青少年である旨の申し出を行うとともに、フィルタリング<sup>※2</sup>について説明を受けていただくこと。

なお、フィルタリングの設定に際し、ID・パスワード等を使用する場合には、青少年ではなく保護者が設定・管理をしていただくこと。

### ※1 青少年インターネット環境整備法（抜粋）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）  
第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

### ※2 「フィルタリング」

インターネットのサイト等を一定の基準で評価判別し、違法・有害なサイト等の閲覧を制限することができる仕組み。スマートフォンでは、スマートフォン対応のフィルタリングの利用が必要です。

また、ゲーム機や音楽プレイヤー、タブレット端末等、インターネットに接続することが可能な端末でも、安心・安全に利用するために、フィルタリングを利用することが重要です。

## 2 家庭における利用のルール作り

添付資料等を参考に、スマートフォンやソーシャルメディア等のリスクについて親子で話し合った上で、正しく利用するための御家庭のルールを作り、守っていただくこと。

（家庭のルールに盛り込むべき事項の例）

- ・ 携帯電話を利用する場所や時間帯を決めましょう。
- ・ 書き込みや投稿をするときには、よく考えてから行いましょう。
- ・ 自分や友人の個人情報に関する書き込みや写真の投稿はやめましょう。
- ・ 他人を傷つけるような投稿や、公共ルールやマナーに反するような情報の投稿はしてはいけません。特に、写真を投稿するときは十分に注意しましょう。
- ・ トラブルに巻き込まれたときやその可能性があるときは、保護者や学校に相談しましょう。

## 3 学校や地域における取組

高等学校、地域団体と連携し、卒業式・入学式や保護者会等の場を活用し、スマートフォン等の安心・安全な利用に関し、青少年や保護者、教職員の意識を高めるような取組について、できる限り行っていただくこと。

（取組の例）

- ・ 研修会やセミナー等の開催
- ・ 授業や総合学習等の時間における話し合い
- ・ 学校や地域で、正しく利用するための取組のアイデアやキャッチフレーズを募集

（担当課）

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（青少年環境整備担当）付  
総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課  
経済産業省商務情報政策局情報経済課  
内閣官房 IT 総合戦略室  
警察庁生活安全局少年課、情報技術犯罪対策課  
消費者庁消費者政策課  
法務省大臣官房秘書課  
文部科学省生涯学習政策局情報教育課、スポーツ・青少年局青少年課

# お子様が安全に安心してインターネットを利用するために保護者ができること



## 1 保護者の理解と見守りが、お子様を守ります。

インターネットは、世界中の様々な情報を調べることができる便利なものです。近年は、学校教育でも利用され、青少年にとって欠かせない存在となっています。

しかし、インターネットの利用によって、不適切な表現や画像など、青少年の健全な成長に悪い影響を与える情報にも、触れる可能性があります。コミュニティサイトの利用などにより、友達同士のトラブルや事件・事故に巻き込まれることもあります。例えば、いたずらのつもりでも、安易に犯行予告などを行えば、犯罪の加害者側になることもあり、行為によっては罰せられる場合もあります。

このようなリスクを減らして、安全・安心なインターネット利用環境を実現するため、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（青少年インターネット環境整備法）」が施行されています。

青少年がインターネットを適切に利用できるようになるため、保護者がインターネットの特徴を理解し、青少年を見守ることが大切です。

### ● 保護者ができる3つのポイント

発達段階に応じて、

- (1) 適切にインターネットを利用させる
- (2) 家庭のルールを作る
- (3) フィルタリングなどを設定する



### お子様の将来のために

インターネットを「使いこなす力」は、これからの社会で必要不可欠です。交通安全ルールと同じように、自分自身を守りながら、賢く有効に使わせましょう。

そのためには、お子様の成長に合わせて、インターネットに関する知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身に付けさせることが大切です。

### ◎ お子様インターネットを利用させる際の保護者の責務が規定されています。

青少年インターネット環境整備法第6条において、保護者は、青少年のインターネット利用の状況を適切に把握するとともに、利用を適切に管理し、適切に活用する能力の習得の促進に努めることとされています。お子様の将来のため、保護者の役割をこのリーフレットで再確認してみましょう。

## 2 お子様がどんな使い方をしているかご存知ですか？

- お子様にどのような機器を持たせていますか？ どのようにインターネットを利用させていますか？
- お子様がどのような場所・環境で、どのようなサービスを利用しているかご存知ですか？ 例えば、街なかの無線LAN回線(Wi-Fiなど)を利用することはありますか？
- 保護者の目が届かない場合でも、親子で話し合っただけでルールを決めていますか？ フィルタリングなどを設定していますか？

チェックを入れて確認してみましょう。

近年、スマートフォンをはじめ、インターネットに接続できる機器が増えています。例えば、携帯音楽プレイヤーでもスマートフォンと同じようなサービスやアプリを利用できる機器があります。



スマートフォン



従来型の携帯電話



機能制限携帯電話



パソコン



ゲーム機



タブレット型携帯端末

インターネットに接続できる機種もあります



携帯音楽プレイヤー

- 上記のようなモバイル端末の普及により、お子様のインターネットの使い方が急激に変化しています。メール、ゲーム、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)、チャットや掲示板(特に書き込み)、交流サイト(特に知らない人)、ゲームやアプリでの課金など、保護者が気づいていない使い方をしていませんか？

### □ コミュニケーションアプリの利用

無料通話やグループでのメッセージが利用できるコミュニケーションアプリが急速に普及しています。複数で利用できることからトラブルも発生しています。また、見知らぬ人との出会いにつながる可能性がある「IDの取得」には注意が必要です。

### □ 歩きスマホ、ながら操作

スマートフォンなど、モバイル端末が普及し、車の通る道路や駅のホームで歩きながら、自転車に乗りながら、端末を操作する人が増えています。意識が画面に集中することで視界も狭くなり、他人やモノにぶつかり、大怪我をしたり、怪我をおわせたりするような事故も増えていることから注意が必要です。

### □ 店舗などでの無線LAN回線(Wi-Fiなど)の利用

近年、コンビニや公共施設などで、無線LAN回線(Wi-Fiなど)を無料提供する場所が増えています。遊びに出た先で利用している可能性もありますので、無線LAN回線(Wi-Fiなど)でも安全に使えるように親子で工夫しましょう。[3-(3)-Bを参照]

### □ いわゆるネット依存

モバイル端末は、いつでもどこでもインターネットを利用できるため、意識せずに長時間利用する人が増えています。お子様がインターネットを使わないと不安になったり、イライラしたりという様子を感じたら、怒って追い込むのは逆効果。親子のコミュニケーションを増やしながらかみ守りましょう。

# 3 保護者ができる3つのポイント

## (1) 適切にインターネットを利用させましょう。

### ● ネットデビュー ～初めてインターネットを利用させる場合

お子様と一緒にインターネットを利用して、インターネットを適切に利用するための知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身につけさせましょう。

### ● 新しい機器をお子様を持たせる前に

お子様の成長に合わせて、インターネットを利用させることが大切です。お子様に機器を持たせる前に、まず、何のために必要なのか、どのように使うのか、目的やルールを話し合ひましょう。

単なるプレゼントやご褒美で、安易に与えてしまうのではなく、目的を明確にしましょう。また、機器を持たせる前に、フィルタリングやペアレンタルコントロール機能を設定しましょう。例えば、お子様向けに機能を制限した携帯電話などを使用することも有効な手段の一つです。

モバイル端末は、保護者の目が行き届きにくくなるため、お子様の成長に合わせて、使用させましょう。

保護者が使っているモバイル端末はすべての情報が取得可能です。そのまま貸し与えたり、使わなくなったモバイル端末を持たせる場合には、お子様の利用環境に応じて、インターネット接続機能を制限して、自由に決済ができないようパスワード管理をしましょう。

また、アドレス帳などの保護者の個人情報も、必要に応じて削除するなど、適切に管理しましょう。

### ● 持たせ始めが肝心

トラブルに遭っていないか、過度の長時間利用になっていないかなど、こまめに利用状況を確認しましょう。

お子様専用の機器として持たせる場合も、保護者が貸して使わせているという意識付けをすることも有効な方法の1つです。保護者の見守りが必要な機器であることを、最初にしっかり伝えましょう。

### ● 少しずつ利用できる範囲を広げる

お子様がどの程度インターネットを使いこなす知識・技術、情報モラルやコミュニケーション能力をそれぞれ身につけているかを見極めましょう。そして、その成長に合わせて、持たせる機器やフィルタリングの設定などを見直して、インターネットを利用させる範囲やサービスを広げていきましょう。

フィルタリングやペアレンタルコントロール機能は、保護者の目が届かないところでインターネットを利用する際に、保護者と決めたルールの下で安全に安心して利用できるよう、お子様を見守るためのツールです。

フィルタリングで制限されてしまうサイトやアプリを使いたい場合でも、フィルタリング自体を解除するのではなく、特定のサイトやアプリだけ利用できるように「カスタマイズ」することが可能です。

## (2) 家庭のルールをお子様と一緒に作りましょう。

### ● ご家庭の利用状況に合わせて、お子様と一緒にルールを作りましょう。

チェックを入れて確認してみましょう。

お子様が使おうとしているサービスを一緒に見てみましょう。一緒に見ることで、懸念されるリスクについて確認することができます。

お子様と話し合っ規則を作りましょう。なぜルールが必要なのかを、お子様が理解することが大切です。ルールを一方向的に押し付けるのではなく、インターネットを使う目的をはっきりさせましょう。

お子様の利用状況を確認するルールを作りましょう。お子様の利用履歴を勝手にチェックするのではなく、お子様と一緒に確認し、問題がないか話し合ひましょう。

ルール違反があった場合、次にどうすれば違反しないかお子様と一緒に考えましょう。一時利用禁止など、ルール違反があった場合のルールを事前に決めておくことで、ルールを守る責任感が生まれます。次に違反しないように話し合ひましょう。

トラブルのときはすぐに保護者に相談するよう話しておきましょう。お子様から相談を受けたときに、慌てないように、事前に対応方法や相談窓口を確認しておきましょう。

友達との保護者と連携しましょう。  
コミュニケーションアプリなど、グループ内でのメッセージのやり取りが増えたことで、子ども達同士のトラブルが発生しています。保護者同士で情報交換し、子ども達同士のルールを作るなど、学校、学級、地域で連携して、お子様を見守る取組が大切です。

家庭のルールを作る際の心構えを確認しましょう。  
・お子様と一緒に、きちんと守れるルールを作りましょう。  
・ルール違反が明確になるルールを作りましょう。  
・ルールを気分だけで運用しないようにしましょう。

### ● ご家庭のルールの具体例

- ・困ったときはすぐに相談する。
- ・友達にメールやメッセージのやり取りを強要しない。
- ・インターネットを使わない子を仲間はずれにしない。
- ・利用する場所や時間帯を決める。
- ・パスワードは保護者が管理する。
- ・お金がかかる場合は事前に相談する。
- ・名前、顔写真、学校名などは書き込まない。
- ・知らない人のメールに返信しない。
- ・ルールを破ったら、一時利用禁止とする。



### ● ソーシャルメディアの利用について

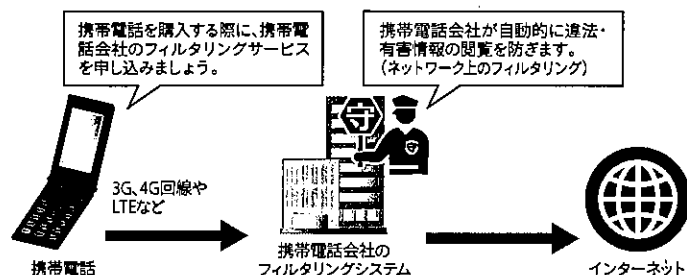
ソーシャルメディアは、インターネットにつながる人々がコミュニケーションができる「公共の場所」です。また、一度公開した情報はインターネット上に残り、広がる可能性があります。

実社会でやっていけないことは、インターネット上でもやってはいけません。お子様には、情報モラルなどを身につけさせて、ルールやマナーを守って利用させましょう。

- ・個人情報を書き込まない。
- ・他人を誹謗中傷する書き込みをしない。
- ・不確かな情報に注意する。など

## (3) お子様を持たせる機器にはフィルタリングなどを設定しましょう。

### A 携帯電話を持たせる場合



### ● 購入のときに18歳未満の青少年に使用させることを伝える

青少年インターネット環境整備法第17条第2項において、保護者は18歳未満の青少年に使用させるために携帯電話・スマートフォンを購入する場合は、携帯電話会社にその旨を伝える義務があります。

携帯電話会社は18歳未満の青少年が使用する場合には、保護者から不要との申出がない限り、フィルタリングサービスを提供する義務があります。

## B スマートフォンを持たせる場合

購入時にお子様を使用させることを申し出て、①携帯電話会社のフィルタリングを利用するとともに、②WEB(ブラウザ)用と③アプリ用の端末内のフィルタリングを利用しましょう。

### WEB(ブラウザ)用のフィルタリングを導入・設定しましょう。

スマートフォンは、①携帯電話会社の電波(3G、4G回線やLTEなど)に加えて、②無線LAN回線を使ってインターネットに接続することができます。

ご自宅や店舗などで無線LAN回線(Wi-Fiなど)に接続させる場合には、フィルタリングが適用されているか確認しましょう。

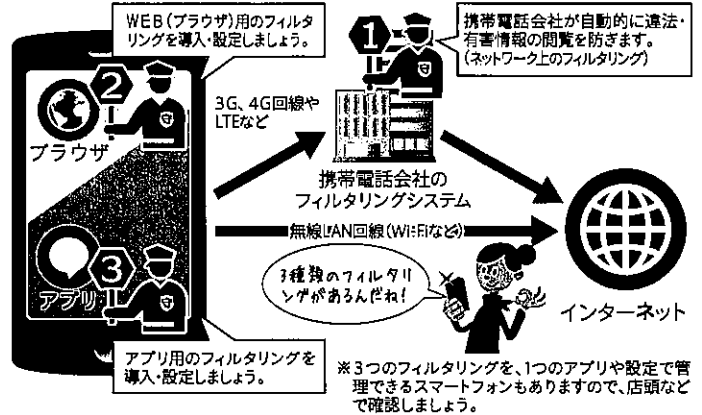
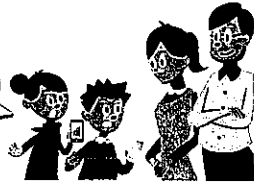
#### 1 携帯電話会社の電波(3G、4G回線やLTEなど)を使ってインターネットに接続する場合

購入時に携帯電話会社のフィルタリングサービスに申し込むことで、自動的に違法・有害情報の閲覧を防ぐことができます。(ネットワーク上のフィルタリング)

#### 2 ご自宅や店舗などで無線LAN回線(Wi-Fiなど)を使ってインターネットに接続する場合

無線LAN回線(Wi-Fiなど)を利用する場合には、①フィルタリングが適用されない場合があります。お子様のスマートフォンにWEB(ブラウザ)用のフィルタリングアプリを設定して(端末内のフィルタリング)、違法・有害情報の閲覧を防ぎましょう。

安心してネットが使えるように  
フィルタリングを設定  
お願い!



### 3 アプリ用のフィルタリングを設定しましょう。

スマートフォンでは、ホームページなどを閲覧するブラウザ以外にも、様々な機能やサービスを提供するアプリがあります。アプリは、ブラウザを使わずに、直接、インターネットを利用しているため、①や②のフィルタリングが適用されない場合があります。

そのため、お子様の安全で安心できる利用環境を保つには、アプリ用のフィルタリングを導入・設定する必要があります(端末内のフィルタリング)。

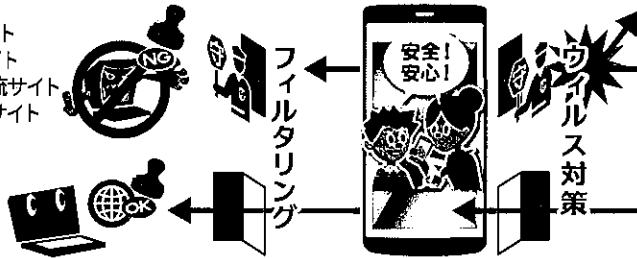
アプリ用のフィルタリングを導入・設定するには、機器にフィルタリングアプリを導入したり、アプリのインストールや起動を制限する機器本体の機能を活用したりする方法があります。スマートフォンによって使い方や設定が異なりますので、購入時に販売店やメーカー、ホームページで確認しましょう。

## ◎「フィルタリング」と「ウイルス対策」のペアでセキュリティ対策を行いましょ。

危険なサイトに行かないようにする「フィルタリング」

- ・個人情報盗むなりすましサイト
- ・架空請求などを目的とするサイト
- ・犯罪やトラブルを誘発する交流サイト
- ・ウイルスファイルをまき散らすサイト

- ・健全な運営状態にあるサイト
- ・許可リストにあるサイト
- ・その他、安心な一般サイト

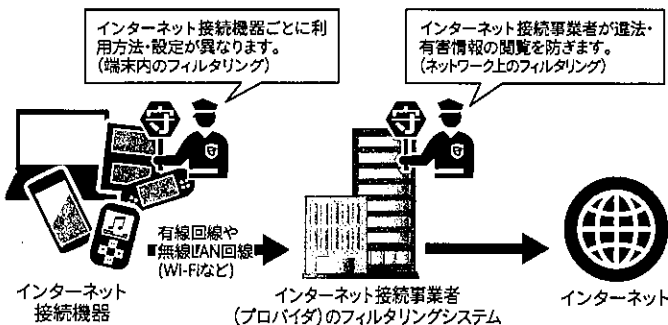


危険なものの侵入を防ぐ「ウイルス対策」

- ・ウイルスなどの不正プログラム(不正アプリを含む)
- ・ウイルスなどが仕込まれたメール
- ・アドレス帳など、個人情報へのアクセス

- ・一般的なメールやメルマガ
- ・友人や知人からのメッセージ
- ・信頼できるアプリ など

## ◎パソコン・ゲーム機・タブレット型携帯端末・携帯音楽プレイヤーを持たせる場合



### ● お子様に機器を持たせる前に設定する

保護者の目が届かないところで、お子様がインターネットを利用する可能性がある場合には、どんなときでもお子様の安全を守ることができるよう、フィルタリングや閲覧制限・課金制限などのペアレンタルコントロール機能を積極的に利用しましょう。

タブレット型携帯端末や携帯音楽プレイヤーの中には、インターネットに接続してスマートフォンと同ようなアプリやサービスを利用できるものもあります。お子様がどのような場所・環境で、どのようなサービスを利用しているかご存知ですか? 無線LAN回線(Wi-Fiなど)の利用などについて、普段の会話の中で確認しておきましょう。

## ◎コミュニティサイトの利用を通じて被害を受けた青少年のうち、9割以上がフィルタリング未加入です。

平成21年以降、毎年1,000人を超える児童が青少年保護育成条例違反などの福祉犯の被害に遭っています。引き続き、保護者や関係機関・団体による青少年保護の取組が必要です。(警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について」などより)